

発行所 姶良町役場  
姶良町宮島町25 電6-3111  
発行日 昭和58年2月3日  
第552号

◎お詫びと訂正  
「広報あいら第205号  
よりでした。お詫びして訂正します。  
例えは・・・円の対外価格は五十円高まる  
わけて輸入価格は一ドルにつき五十円安くつきます。」の誤りです。

## 2月の日曜・祝日在宅医

月	日	病院名	電話	月	日	病院名	電話
2月	6日(日)	川上内科	7-2202	2月	20日(日)	メディカルクリニック毛利	5-1333
11日(祝)	内倉外科医院	5-2548	2月	27日(日)	中西医院	5-1717	
13日(日)	船津診療所	5-2638					

\* 診療時間 9時~17時、原則として緊急以外の往診はできません。

## 2月の人権相談

- 1 日時及び場所 昭和58年2月12日(日)14時~16時 役場2階小会議室
- 2 相談内容 婚姻・離婚・借地・借家・売買・金銭貸借・土地建物相続・近隣関係や心配ごと
- 3 担当者 町人権擁護委員、相談は無料で、秘密は固く守られます。

## 宮島東公園の一部使用禁止

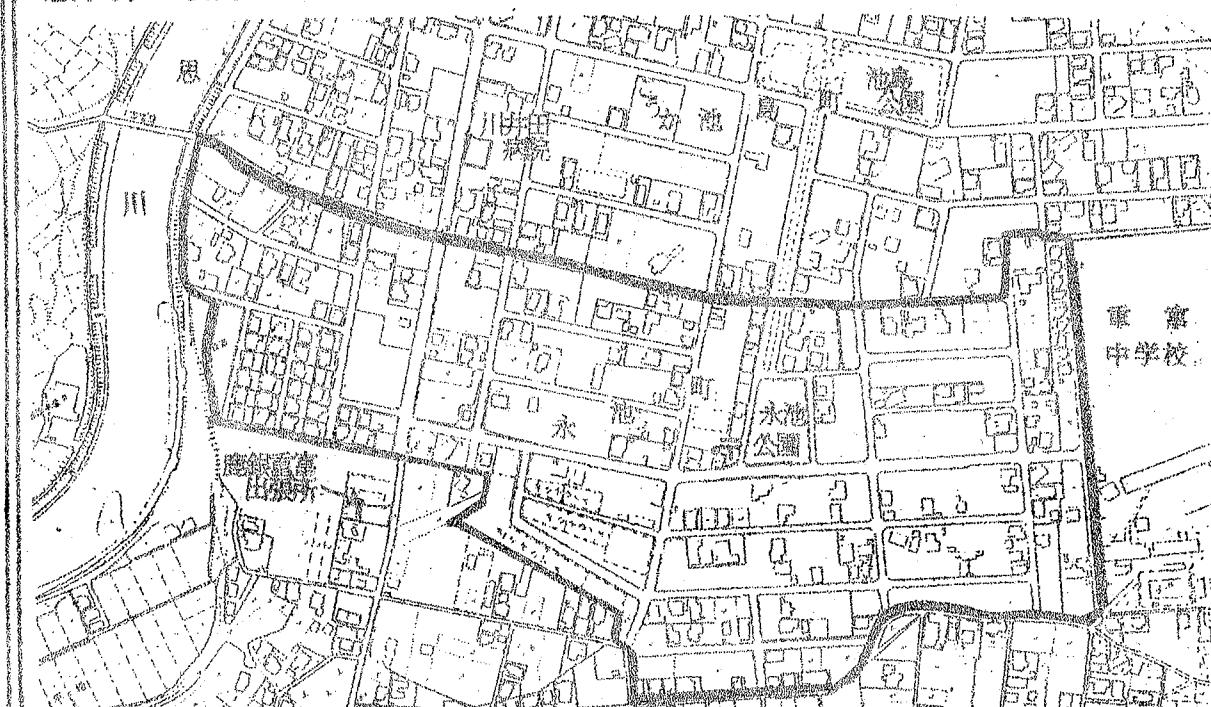
- 1 期間 昭和58年2月20日(日)~同年4月30日(日)
- 2 理由 九州電力による鉄塔カサ上げ工事のため

## 重富第二土地区画整理地内の換地処分による登記の完了

(都市計画課)

(都市計画課)

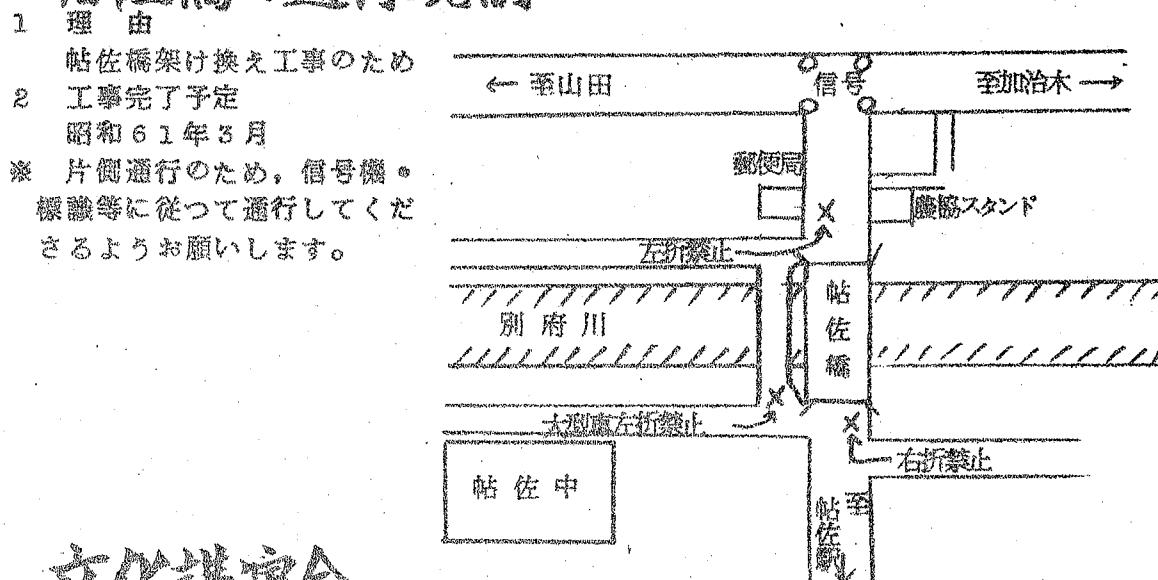
重富第二土地区画整理事業の換地処分による登記は、昭和58年1月31日に完了し、登記閉鎖も解除されました。また、地区内に登録してある住所等につきましては、永池町(一部池島町)に変更されました。今後、住所等の届け出は新地番でお願いします。



## 保健衛生課からお知らせ

(保健衛生課)  
まちだより第531号でお知らせした「乳がん集団検診」の受診を希望されるかたは、各行政連絡員まで直接お申し込みください。  
申込期限 昭和58年2月19日(火)

## 帖佐橋の通行規制



## 文化講演会

- (社会教育課)
- 1 主催 候県文化センター
  - 2 日時及び場所 昭和58年2月20日(日)14時 候県文化センターホール
  - 3 講師 児童文学者・早稲田大学教育学部教授 島越信先生
  - 4 演題 「子供の世界と大人の世界」
  - 5 入場料 無料
- \* 満員(1600人)になり次第入場を締め切らせていただきますので、ご了承ください。

## 町ソフトボール協会新春大会

- (社会教育課)
- 1 大会期日 昭和58年2月27日(日)
  - 2 代表者会
  - 3 (1) 期日 昭和58年2月18日(日) 受付18時30分~19時 練習19時  
(2) 場所 中央公民館  
(3) 提出物 登録名簿、登録料6,000円、参加料4,000円
- \* 代表者会当日組み合わせを行いますので、それ以後の申し込みは受け付けません。

## ファミリーリレーマッチング大会

- (社会教育課)
- 1 期日 昭和58年2月20日(日) 受付9時~9時30分 開会式9時40分
  - 2 場所 中央公民館広場及びモデルランニングコース
  - 3 種目
    - (1) ペア一走2.5km 夫婦、親子、兄弟のペアで同時にスタートし同時にゴールする。
    - (2) 家族駆伝 6km(3km+2km+1km) 3人1組でリレーする。うち1人は親であること。
  - 4 参加料 1人 50円
  - 5 申込期限 昭和58年2月15日(火)
  - 6 申込方法 参加申込書に必要事項を記入のうえ、参加料とともに中央公民館まで提出

まちだより

発行所 姶良町役場

始良町宮島町25 〒6-3111

発行日 昭和58年2月10日

第533号

町の人口動態(昭和58年1月末現在)(住民課)

世帯数 11260戸(+8戸)

人口男 16276人(+37人)

"女 18054人(+48人)

計 34330人(+85人)

## 所得税確定申告納税相談及び説明会

(税務課)

昭和57年分所得税確定申告と納税の受け付けは、2月16日㈬から3月15日㈪までとなっています。税務署主催による所得税確定申告の受け付けと納税相談が次の要領で実施されますので、お知らせします。

1. 日 時 昭和58年2月21日㈪～同25日㈮ 9時～16時

2. 場 所 中央公民館2階大会議室

なお、これに先立ち所得税確定申告書の記載要領等についての説明会が開催されます。多数参加されますようお知らせします。

1. 日時及び場所 昭和58年2月19日㈯ 10時 中央公民館2階大会議室

2. 講 師 加治木税務署所長部門統括官

## 水道の防寒は完全ですか

(水道課)

水道管、メーターなどの冬期凍結、破裂事故防止対策としては、先般の「まちだより」(昭和57年12月9日付、第525号)でお知らせしましたが、まだ防寒が不十分で、事故が続発しています。もう一度確かめて事故防止に努めてください。

1. 夜の冷え込みにご注意

気温がマイナス4℃以下になると防寒の不十分な水道は凍つたり、破裂したりします。特に多いのは次のようなところです。

(1) 水道管がむき出しになっているところ

(2) 水道管が北向きにあるところ

(3) 水道管に風が強く当たるところ

2. 水道管が破裂したときは、止水栓を閉めて水を止めてください。破裂した部分に布等をしつかり巻き付けて応急処置をし、町水道工事指定店に修理を申し込んでください。

3. 水道が凍つて出ないときは、タオルをかぶせ、その上からゆづくりぬるま湯をかけて溶かします。熱湯はかけないでください。

4. 防寒のしかた

(1) 保温材を巻きます。じや口が破裂しやすいので、上まで完全に包んでください。

(2) 手近かなものとして毛布、布などを巻き、その上からさらにビニールなどを巻いて保温材がぬれないようにしましょう。

(3) メーターポックスの中に使い古しの毛布や布切れなどを入れ、ダンボールなどをのせて保温してください。

## 町立幼稚園児入園面接及び健康診査

(教育委員会)

昭和58年度町立幼稚園児の募集を行いましたが、本年は申し込み者が定員内にとどまり、全員入園できることになりました。町立幼稚園に今年申し込みされたお子さんの健康診査及び面接を次の要領で行います。

園名	期日	曜	時間	場所	電話
帖佐幼稚園	2月23日	水	13:00	帖佐幼稚園	6-1394
達昌幼稚園	2月16日	水	13:30	達昌幼稚園	5-2140

## 最低賃金の改正

(経済課)

県最低賃金と県産業別最低賃金が、次のとおり改正されました。効力発生日以降、最低賃金未満の賃金を支払えば、最低賃金法違反を問われることになりますので、事業主のかたは注意してください。

件 名	最 低 賃 金		備 考	効 力 発 生 年 月 日
	日 給	時 間 給		
県 最 低 賃 金	2,858円	358円	県内の全事業場、全労働者	57.12.4
印刷・同関連産業	3,093円	387円	ただし、清掃又は片付けの業務に主として従事する者を除く。(注3)	58.2.3
木材・木製品・家具 装備品製造業	3,115円	390円	ただし、清掃・片付け・選別・結束・洗浄・篠落とし又は皮はぎの業務に主として従事する者を除く。(注3)	58.2.10
食料品製造業	3,004円	376円	ただし、雇用後6カ月未満の者又は清掃・片付けその他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者を除く。(注3)	58.2.10
卸 売 業	3,185円	399円	ただし、清掃又は片付けの業務に主として従事する者を除く。(注3)	58.2.10
小 売 業	3,014円	377円	ただし、飲食店を除く。(注3)	
機械・金属製 械等・製 金造 屬業	①機械・金属製 品等製造業に 係る者	3,265円	下記及び②以外の者。	
		3,000円	雇用後6カ月未満の者又は清掃若しくは片付けの業務に主として従事する者。	
	②暖房機器器具製造 業に係る者	3,087円	下記及び①以外の者。	58.2.17
		3,000円	雇用後6カ月未満の者。	
自 動 車	3,251円	407円	下記以外の者。	
整 備 業	2,990円	374円	雇用後6カ月未満の者又は清掃若しくは片付けの業務に主として従事する者。	58.2.17
黒 葉・土 石 製 品 製 造 業	3,257円	408円	ただし、清掃又は片付けの業務に主として従事する者を除く。(注3)	58.2.18
全 国 金 属 製 業 等 最 低 賃 金	5,296円	—	坑内作業に従事する者	58.2.6

(注1) 最低賃金額には、次の賃金は算入されません。

(1) 稲・皆勤手当、通勤手当、家族手当

(2) 臨時に支払われる賃金(賞与など)

(3) 1カ月を超える期間毎に支払われる賃金 (4) 時間外・休日労働の賃金等

(注2) 時間給労働者とは、賃金の大部分が時間によって定められている者をいいます。

(注3) の労働者については、産業別最低賃金は適用されず、県(地域別)最低賃金が適用されます。

## 2月の歩こう会

(社会教育課)

1. 日 時 及 び 集 合 場 所 昭和58年2月18日㈮ 9時 中央公民館

2. 行 程 中央公民館→帖佐橋→船津橋→大山被服工場見学→寺師臥竜梅→三叉コミュニティセンター(昼食)(約7キロメートル)

## 3種混合(百日セキジフテリア破傷風)

### 2期予防接種

(保健衛生課)

1 対象者 1期(2~3回接種済)終了後1.2カ月から1.8カ月経過した生後6~6カ月までの幼児

日 程	月 日	時 間	場 所
	2月17日(火)	13:30~14:00	三船小学校
	2月18日(水)	13:30~14:30	船佐小学校
	2月21日(土)	13:30~14:00	北山小学校
	2月22日(日)	13:30~14:30	達昌小学校
	2月23日(月)		始良小学校
	2月24日(火)	13:30~14:00	山田小学校
	2月25日(水)	13:30~14:30	重喜小学校

\* 母子手帳を必ず持参ください。

\* 対象者のかたには、個人通知を出していますが、通知もれのかたがありましたら直籠近くの会場で接種してください。

## 食糧管理法の改正

(経済課)

改正の主な点は (1)基本計画と供給計画(需給計画によって生産調整面積も決めます)  
(2)集荷業者の制度(一次集荷業者、特定集荷業者等)  
(3)販売業者の制度(小売業者、特定販売業者等)

米穀の譲渡規制(数量規制内の譲渡規制ができる)

生産者にとっては大きく変わりませんが生産者が生産した米を売る場合、農林大臣から指定された集荷業者でしかも生産者自身が登録された業者以外には売ることができません。また、くず米といえども農林大臣指定の特定業者以外は取扱いはできなくなっています。もし正常な米を農協以外のかたが買つたり生産者が売つたりした場合は不正規流通(ヤミ)取扱いとして売つた生産者も買つたかたも罰せられます。

## NHK学園高校入学者案内

(社会教育課)

NHK学園高校は昭和38年に日本で初めての広域通信網の高等学校として開校しました。放送を学習に全面的にとりいれた世界でも類をみない画期的な高校として注目され、以来20年着実な歩みをし続けています。全国を一学区とする普通科の高校で、修業年限は4年です。正規の高校ですから、卒業後は大学進学をはじめ高卒を条件とする各種の資格試験も受験できるなど、さらに進んだ学習へのステップとなっています。放送視聴による家庭での学習が主体ですから、働きながら勉強したい人をはじめ、多くの人の要望に応えられる新しい教育をめざす高校です。NHK学園には、この「高校コース」のほか、知識と教養を高めるための「教養コース」があります。また、社会の要望に応える生涯教育の一環としての「社会通信講座」も開講しています。

詳細については、NHK鹿児島放送局(TEL 0992-54-4111)までお問い合わせください。

## 並木東行政連絡員の変更

(庶務課)

並木東行政連絡員福元富男氏の逝去に伴って、2月7日付で新行政連絡員が決まりましたのでお知らせします。故福元富男氏のご冥福をお祈りします。

並木東新行政連絡員 宮内幸節(山口よし) 住所 西餅田3308番5~4072  
ゆき

## 町社会教育大会

(社会教育課)

急激な社会の変化に対応し、生きがいに満ちたふるさとづくりを進めてきた社会教育一年の歩みを締約し、あすの郷土社会を担う青少年に、豊かな心をはぐくむ町の教育のあり方を理解していただくため、次の要領で開催します。

1 日時及び場所 昭和58年2月15日(火) 9時 中央公民館

2 内容 記念講演 演題 「地域と青少年教育」

講師 元県教育委員 新納 敏先生

## 香典返し(1月分)

(社会福祉協議会)

次のかたがたのご遺族から香典返しとしてご寄付いただきました。厚くお礼申しあげますとともに故人のご冥福をお祈りします。

一金5万円也	故新蘭 藤 雄様(75歳)	新薦原 世殿 隆喜(95歳)	中越田 之(95歳)	原下妻 浜山(95歳)
一金5万円也	故末原 新一様(83歳)	新柳原 元田 健(83歳)	西明殿 雄(83歳)	西白船(83歳)
一金2万円也	故柳元 ケリヤ様(72歳)	故川田 キクエ様(76歳)	故内田 栄(76歳)	柳中野(76歳)
一金2万円也	故川田 キクエ様(72歳)	故内田 栄(76歳)	故西田 実(88歳)	西内(88歳)
一金3万円也	故内田 栄(76歳)	故堀之内 実(70歳)	故西田 実(88歳)	西堀之内(70歳)
一金3万円也	故西田 実(88歳)	故西川 スミエ様(64歳)	故西川 森(64歳)	西瀬(64歳)
一金2万円也	故西川 スミエ様(64歳)	故長谷川 よし様(75歳)	故西川 森(64歳)	瀬(75歳)
一金3万円也	故長谷川 よし様(75歳)	故西川 仁(63歳)	故西川 黒(63歳)	西川(63歳)
一金3万円也	故西川 仁(63歳)	故黒田 仁(80歳)	故黒田 仁(80歳)	黒(80歳)
一金2万円也	故黒田 仁(80歳)	故福元 元(84歳)	故福元 元(84歳)	福(84歳)
一金3万円也	故福元 元(84歳)	故中豊留 マツ様(68歳)	故中豊留 マツ様(68歳)	中豊留(68歳)
一金5万円也	故中豊留 マツ様(68歳)	故森下 マツ様(88歳)	故森下 マツ様(88歳)	下(88歳)
一金2万円也	故森下 マツ様(88歳)	故比屋野 マツ様(78歳)	故比屋野 マツ様(78歳)	比屋野(78歳)
一金3万円也	故比屋野 マツ様(78歳)	故山野 マツ様(50歳)	故山野 マツ様(50歳)	山野(50歳)
一金2万円也	故山野 マツ様(50歳)	故佐藤 亘(48歳)	故佐藤 亘(48歳)	佐藤(48歳)
一金3万円也	故佐藤 亘(48歳)	故林口 亘(82歳)	故林口 亘(82歳)	林口(82歳)
一金3万円也	故林口 亘(82歳)	故久保ヨコ(89歳)	故久保ヨコ(89歳)	久保(89歳)
一金3万円也	故久保ヨコ(89歳)	故別堀ヨコ(88歳)	故別堀ヨコ(88歳)	別堀(88歳)
一金3万円也	故別堀ヨコ(88歳)	故龍口 保(44歳)	故龍口 保(44歳)	龍口(44歳)
一金3万円也	故龍口 保(44歳)	故別堀子(30歳)	故別堀子(30歳)	別堀(30歳)

# お ま さ と り

発行所 始良町役場  
始良町宮島町25 電6-3111  
発行日 昭和58年2月17日  
第534号

## 所得税還付申告書の受付

(税務課)  
所得税の還付申告書の受付は、例年税務署で実施していますが、本年から役場税務課で簡易な還付申告書の受付ができるようになりました。次の要領で実施しますので、御利用ください。

- 1 受付期間 昭和58年2月28日㈪～同年3月15日㈫
- ※ 2月21日㈪から2月25日㈮の9時から16時まで中央公民館において確定申告納税相談が実施されますので、多数御利用ください。
- 2 還付申告書が役場で受付できるかたは、給与所得者で次のいずれかに該当するかたです
  - (1) 医療費控除、住宅取得控除で年末調整を受けていないかた。
  - (2) 2箇所以上から給与を受けているかたで、1箇所は年末調整を受けたが他の年末調整を受けていないかた。
  - (3) 昭和57年中途退職した後、就職しなかつたかたで、年末調整を受けていないかた。
- 3 その他
  - (1) 申告書の用紙は税務課に準備してあります。
  - (2) 申告書に添付する書類が不足しているものは受付できません。
  - (3) 申告書は必ず自筆のものを提出してください。税務署の指導により原則として税務課職員の代筆はできません。

## 町・県民税の申告

(税務課)  
町・県民税の申告の受付は、すでに町内全域に税務課職員が出向き、日程どおり行いましたが、あなたはもう申告はお済みでしょうか。本年はコンピューターによる処理開始のため、申告書の配付されたかたは全員申告していただくことになりますので、昭和58年3月15日㈫までに済ませてください。

なお、詳細については税務課町民税係（内線46番）までお問い合わせください。

## 郵便局からのお知らせ

(庶務課)  
郵便・電報・電話の窓口取扱時間は昭和58年2月14日から次のようになりましたので御了承ください。

平 日	9時～17時	
土曜日	9時～12時30分	
日曜日	取り扱いません	日曜日。祝日が連続する場合日曜日は取り扱いませんが、始良・重富・山田の各郵便局では祝日の9時～12時30分の間取り扱います
祝 日		ただし、窓口取り扱い時間外であっても始良・重富・山田の各郵便局では、次の事務については取り扱います。

	取 扱 事 業	平 日	土 曜 日	日曜日及び祝日
引 受	○料金後納とする日刊の新聞紙及び官報 ○受引時刻証明、速達郵便物、外国あて航空郵便物及び別配速郵便物	8時 9時	8時 9時	9時 9時
交 付	○私書箱郵便物、不在届置郵便物、代金引換郵便物及び留置郵便物	17時 18時	12時30分 17時	12時30分

\* 詳細については、お近くの郵便局へお尋ねください。

## 所得税確定申告説明会の時間変更

昭和58年2月19日㈫ 10時→9時30分

中央公民館2階大会議室

## 年金相談会

(福祉課)

- 1 日時及び場所 昭和58年2月25日㈮ 9時～12時 中央公民館小会議室
- 2 相談内容 年金のあらゆる相談に応じます。
- 3 相談員 持富了（国民年金相談員）

## 3ヶ月児健康診査

(保健衛生課)

- 1 日時及び場所 昭和58年3月1日㈫ 13時～14時 中央公民館
- 2 対象者 昭和57年12月生まれの赤ちゃん又は3ヶ月児健康診査を受けていない赤ちゃん
- 3 内容 医師の診断、育児指導
- ※ 当日は、母子健康手帳を御持参ください。

## 12ヶ月児健康診査

(保健衛生課)

- 1 日時及び場所 昭和58年3月11日㈮ 13時～14時 中央公民館
- 2 対象者 昭和57年3月生まれの赤ちゃん又は12ヶ月児健康診査を受けていない赤ちゃん
- 3 内容 医師の診断、育児指導
- ※ 当日は、母子健康手帳を御持参ください。

## 1歳6ヶ月児健康診査

(保健衛生課)

- 1 日時及び場所 昭和58年3月15日㈫ 13時～14時 中央公民館
- 2 対象者 昭和56年9月生まれの幼児又は1歳6ヶ月児健康診査を受けていない幼児
- 3 内容 医師（内科、歯科）の診断、育児指導
- ※ 当日は、母子健康手帳を御持参ください。

## 三船町地元住宅入居者募集中

(財政課)

三船町地元住民希望のかたは、早目に申し込んでください。申込書及び募集案内書等は財政課管財係（内線26）に準備しております。詳細については、同係までお問い合わせください。

## 馬蹄り

(経済課)

恒例の馬蹄りが本年も2月27日㈫隼人町の鹿児島神宮境内で行われますが、町商工会ではその前日に当たる26日㈬米山仮屋馬場に馬蹄り一行を招き披露します。当日は市も開催されますので、多数お出掛けください。

## ソフトボール協会審判員登録及び研修会

(社会教育課)

- 1 日 時 昭和58年2月22日㈫ 受付13時30分 研修会19時
- 2 場 所 中央公民館大会議室
- 3 登録料 4,000円
- 4 昭和57年度ルールブック集及び審判手帳を御持参ください。

# まちだより

発行所 姶良町役場

始良町宮島町25 頃6-3111

発行日 昭和58年2月24日

第535号

## 春季全国火災予防運動 3/28～3/13

(庶務課)  
今年も全国一斉に春季全国火災予防運動が実施されます。本町消防団も昭和58年2月28日各分団で午前6時にサイレンを鳴らし、団員の非常招集を行い、操法、放水、規範等の訓練及び機械器具の整備を実施しますので、火事と間違えないよう御注意ください。

○統一標語 「火の用心 心で用心 目で用心」

## 交通災害共済(1日1円)に加入しましょう

### 3月1日から受付開始

(庶務課)

「交通災害共済」は、1日1円(年360円)の掛金を出し合い会員相互の助け合いによって見舞金を送ろうという制度です。わたしたちは、いつ、どこで事故に遭うかわかりません。昨年も未加入のかたが事故に多く遭っています。そのときの用心にお年寄りも子供も家族ぐるみで加入しましょう。

(制度のあらまし)

- 加入資格。町内に住所を有するかたで、住民登録又は外国人登録をしてあれば年齢に関係なく誰でも加入できます。また、学校の通学や出稼ぎ等で一時的に転出されるかたも加入できます。
- 共済掛金。1人360円(掛け金は返済しません。)
- 共済期間。4月1日～翌年3月31日
- \* 中途加入も受け付けますが、掛け金は同じです。また、中途加入の共済期間は、申し込みを受けた日時から翌年3月31日までです。
- 申込場所。各自治会行政連絡員又は庶務課交運防災係(内線77)

## 固定資産課税台帳の縦覧

(税務課)

地方税法第415条の規定により、昭和58年度固定資産課税台帳を次の要領で縦覧に供します。できるだけ多くのかたが縦覧されるようお願いします。

1 縦覧期間 昭和58年3月1日(火)～同20日(日)(ただし、日曜日は除く。)  
平日8時30分～17時、土曜日8時30分～12時

2 縦覧場所 税務課(内線47)

## 町建設工事入札資格審査中請書の受付

(工事監査課)

- 申請期間 昭和58年3月1日(火)～同年4月30日(木)
- 申請書の様式(表に準ずる)
  - 建設工事入札参加資格審査申請書
  - 経営事項審査申請書写し
  - 建設業許可書写し
  - 建設業退職金共済組合加入契約及び証紙収納証明書
  - 県税、町税納税證明書
  - 労災保険料納入証明書
  - その他、ファイル綴りとする
- 申請書の提出先 工事監査課室、町土地開発公社、水道関係は水道課
- 問い合わせ先 工事監査課室(内線25)

## 老人福祉センターの休館

(福祉課)

- 期日 昭和58年3月3日(木)
- 理由 合同金婚式場として使用するため

## 屋外広告についてご存じですか

(土木課)

1 屋外広告物とは、屋外で常時又は一定の期間継続して公衆に表示されるものであつて、次のようなものをいいます。

- (1) 建物を利用する広告。・壁面広告、突出広告、屋上広告 (2) 野立広告。・広告板、広告塔 (3) 電柱広告。・突出広告、垂れ広告 (4) 車体広告。・路面電車、自動車広告 (5) 張り紙、張り札、立看板 (6) アーチ広告、垂幕広告、ネオンサイン、アドバルーン等

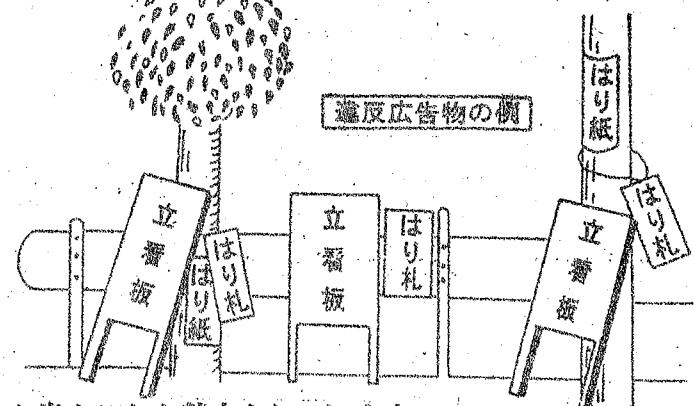
2 屋外広告物を出すときは、知事の許可が必要です。

3 次のようなものには屋外広告物を出すことを禁止されています。

信号機、街路樹、トンネル、高架構造物、分離帯、保存樹、銅像、記念碑の類、公衆電話ボックス、郵便ポスト、消火栓、橋、石がき、よう壁、照明塔、タンク類等

電柱、街灯柱、架線柱等には、張り紙、張り札を張つたり、立看板をしてはならないことになっています。  
十分に注意してください。

違反広告物の例



4 次のような所には屋外広告物を出すことを禁止されています。

- (1) 文化財、学校、図書館、体育館、病院等 (2) 社寺、公衆便所等 (3) 公園、駅前広場、空港、港湾、墓地等 (4) 第1種住居専用地域、風致地区等 100メートル以内の地域 (5) 主要鉄道線 (6) 露島、桟橋等の主要道路等

## 春季バレーボール大会

(社会教育課)

1 主 催 バレーボール協会

2 日 時 男子 昭和58年3月20日(日)(いずれも8時30分開会)  
女子 昭和58年3月27日(日)

3 場 所 姶良勤労者体育センター及び重富小学校屋内運動場

4 参加資格 町バレーボール協会登録チームで、学生を除く職場又は同好会チーム

5 チーム編成 9人制で男女共にA級、B級に区分

6 参加料 1チーム2000円

7 代表者会日時及び場所 昭和58年3月16日(火)19時30分 中央公民館

※ 代表者会当日に大会要領の説明、組み合わせを行いますので、その後の申し込みは受け付けません。

8 問い合わせ先 池田作二(役場内線76), 福崎正廣(役場内線36)